

のり夫とりつ子の やさしい法律問答



夜遅くまでテレビの音や大声が…

りつ子 最近、隣りに2階家が建ったんだけど、窓からこちらの家の中がまる見えなんです。

その上、夜遅くまでテレビの音や大きな話し声が聞こえて、とっても迷惑なんです。

こういう場合、何とかならないかしら。

のり夫 これから夏に向ってそういう問題が多くなりそうだね。

民法では、プライバシーの保護を目的として、境界線から1メートル未満で他人の敷地を見とおす場合には、目隠しをつけなければならないことになっているんだよ。

でも、多くの家が境界線に接して建てられている場所や目隠しの慣習がないところでは、慣習に従うとしているけど……。

のり夫 しかし、のぞき見が故意で極端にひどいときとか、遊戯施設など多数の人が出入りし、住居生活がまる見えになってしまうなど、特殊な事情のあるときは、民法の規定とは別に隣家に要求することができるとだよ。

りつ子 隣りの家に話すとって、むずかしそうだね。

のり夫 迷惑しているんなら言わなくては。だまっていることは、今のままでいいということになるんだよ。

りつ子 夜遅くテレビやピアノの騒音などの問題は……。

のり夫 テレビやピアノなどの騒音や夜遅くの大声などは、法律上の規定は特になから、なおさら必要ではないかな。

こうしたことは、あくまで隣同士のつきあい上の問題として、対処しなくてはならないんだよ。

隣の家では、ついうっかりしていたり、気がつかないているかも知れないから。

むしろそのことを伝えて、気をつけてもらうようにしたらどうかね。

りつ子 わかったわ、そのようにやってみるわ。

◎今回からやさしい法律相談は、「のり夫とりつ子のやさしい法律問答」に変わりました。



日曜、祝日に 広報無線放送を

〔こえ〕 月曜日から土曜日まで朝7時30分と夕方5時に広報無線放送

を聞いて、市の行事を知ったり、ときには時計がわりに利用しているわが家です。

子供も夕方5時の放送が流れると家に帰ってくるのですが、日曜日には放送がありませんのでつい遅れることがあります。

これからは陽も長くなる時期です。日曜日にも子供達の時計がわりになる放送の実施を検討していただけないでしょうか。 (一市民)

〔こたえ〕 現在月曜日から土曜日

までは広報無線放送を実施していますが、以前は日曜日にも放送していましたがありませんでした。しかし市民の方からせめて日曜日ぐらいは休みにしてほしいとの声がありましたので実施していないのが現状です。

一方あなたのように休日にも広報無線放送をしてほしい、との声がありますので日照時間の長い、7月から3ヵ月間ぐらいに限って、平日の放送とは異なる内容で実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 (市広報広聴課)

防ごう非行、助けよう立ち直り

第30回社会を明るくする運動 7月1日～31日